

議案第 88 号

平成 28 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 110,849 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 565,280 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 12 月 6 日 提出  
屋久島町長 荒木 耕治

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		130,148	△45,360	84,788
	1 国庫補助金	130,148	△45,360	84,788
6 繰入金		112,018	11	112,029
	1 繰入金	112,018	11	112,029
9 町債		183,500	△65,500	118,000
	1 町債	183,500	△65,500	118,000
歳入合計		676,129	△110,849	565,280

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		475,483	△111,051	364,432
	1 総務費	61,962	△486	61,476
	2 簡易水道事業費	413,521	△110,565	302,956
3 公債費		199,706	202	199,908
	1 公債費	199,706	202	199,908
歳出合計		676,129	△110,849	565,280

## 第2表 地方債補正

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
南部地区簡易水道施設整備事業費	千円 39,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 26,600	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。
西部地区簡易水道施設整備事業費	39,600		(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)		19,300			
辺 地 対 策 事 業 費	89,000		—		56,200			
総 額	183,500	—	—	—	118,000	—	—	—

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	130,148	△45,360	84,788
6 繰入金	112,018	11	112,029
9 町債	183,500	△65,500	118,000
歳入合計	676,129	△110,849	565,280

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	475,483	△111,051	364,432	△45,360	△65,500		△191
3 公債費	199,706	202	199,908				202
歳出合計	676,129	△110,849	565,280	△45,360	△65,500		11

2. 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 簡易水道整備費国庫補助金	129,678	△45,360	84,318	1 簡易水道整備費 国庫補助金	△45,360	南部地区簡易水道整備費国庫補助金 △24,928 西部地区簡易水道整備費国庫補助金 △20,432
計	130,148	△45,360	84,788			

(款) 6 繰入金

(項) 1 繰入金

1 一般会計繰入金	112,018	11	112,029	1 一般会計繰入金	11	一般会計繰入金 11
計	112,018	11	112,029			

(款) 9 町債

(項) 1 町債

1 簡易水道事業債	89,100	△32,700	56,400	1 簡易水道事業債	△32,700	南部地区簡易水道事業 △12,400 西部地区簡易水道事業 △20,300
2 辺地対策事業債	89,000	△32,800	56,200	1 辺地対策事業債	△32,800	南部地区簡易水道事業 △12,500 西部地区簡易水道事業 △20,300
計	183,500	△65,500	118,000			

### 3. 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 1 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	61,962	△486	61,476				△486	2 給料	80	一般職給	80
								3 職員手当等	△919	扶養手当 期末勤勉手当	△19 △900
								4 共済費	△550	職員共済組合負担金	△550
								27 公課費	903	消費税	903
計	61,962	△486	61,476				△486				

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

1 簡易水道施設管理費	126,605	315	126,920				315	4 共済費	△58	労働災害保険料	△58
								12 役務費	200	通信運搬費 郵送料	50 150
								13 委託料	173	水道施設電気設備保守業務委託料 設計委託料 管路システム台帳作成業務委託料 浄水場施設維持管理業務委託料	△1 △28 △98 300
2 南部地区簡易水道事業費	148,756	△49,856	98,900	△24,928	△24,900		△28	13 委託料	△2,376	設計委託料	△2,376
								15 工事請負費	△47,480	南部地区簡易水道施設整備工事	△47,480
3 西部地区簡易水道事業費	138,160	△61,024	77,136	△20,432	△40,600		8	13 委託料	△5,753	設計委託料	△5,753
								15 工事請負費	△55,271	西部地区簡易水道施設整備工事	△55,271
計	413,521	△110,565	302,956	△45,360	△65,500		295				

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	157,379	100	157,479				100	23 償還金利息及び割引料	100	町債償還金元金	100
------	---------	-----	---------	--	--	--	-----	---------------	-----	---------	-----

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 加算金	0	102	102				102	23 償還金 子及び割 引料	102	町債繰上償還加算金	102
計	199,706	202	199,908				202				

# 給 与 費 明 細 書

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

簡易水道事業

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	4	0	14,354	13,378	27,732	4,739	32,471	
補正後	4	0	14,434	12,459	26,893	4,189	31,082	
比 較	0	0	80	△ 919	△ 839	△ 550	△ 1,389	

職員手当の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正前	6,123	78	463	0	0	0	650	0
	補正後	5,223	59	463	0	0	0	650	0
	比 較	△ 900	△ 19	0	0	0	0	0	0
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)		退職手当組合負担金 (千円)		管理職員特別勤務手当 (千円)	
	補正前	216	0	0		5,848		0	
	補正後	216	0	0		5,848		0	
	比 較	0	0	0		0		0	

備考 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。